平成２５年（再イ）第４号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田454番地３
再生債務者　會田　　洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月２日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（再イ）第１号
熊本市東区桜木４丁目６番41号
再生債務者　中西　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月２日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（再イ）第２号
千葉県東金市下武射田2708番地10
再生債務者　加曽利一男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月２日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再イ）第１０１号
大阪府箕面市瀬川４丁目19番12号
再生債務者　丹生　　実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第５号
兵庫県宝塚市仁川月見ガ丘７番11号
再生債務者　吉田　仁美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月１日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（再イ）第１０号
兵庫県明石市大久保町大窪3236番地　レオネクスト花水木103号
再生債務者　鵜飼　雄也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月３日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２５年（再イ）第３号
福岡県久留米市城島町四郎丸376番地13
再生債務者　青木　重憲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月２日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

平成２５年（再イ）第６号
長崎県長崎市竿浦町649番地２　フレグランス竿浦101号
再生債務者　小川　竜二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月２日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第１号
大阪府貝塚市加神２丁目８番３号、前住所大阪府貝塚市澤157番地３グレイスコートたちばな1005
再生債務者　中村　雄一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月３日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２５年（再イ）第５３号
札幌市東区東苗穂４条３丁目２番47号　グラッツェ22―201号
再生債務者　飯田　文孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１６号
北海道中川郡美深町大通南５丁目１番地３、開始決定時の住所北海道岩見沢市大和２条５丁目32番地
再生債務者　外川　　優
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月３日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（再イ）第５号
函館市五稜郭町35番７号
再生債務者　菅原　　薫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月３日　　函館地方裁判所

平成２５年（再イ）第３号
栃木県真岡市八條492番地４
再生債務者　仁平美智子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月３日
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２４年（再ロ）第１７号
横浜市保土ケ谷区狩場町422番地の157　キャッスル保土ヶ谷504
再生債務者　相田　和子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月３日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第２号
大阪府泉南市樽井７丁目10番25号
再生債務者　上口設備こと　上口　和春
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月３日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２５年（再イ）第９号
大阪府和泉市上代町631番地の９
再生債務者　中山　仁美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月３日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２５年（再イ）第１３号
和歌山市西庄85番地の７
再生債務者　ＣＡＲＣＬＥＡＮジャスティこと　西　　一彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月３日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（再イ）第３号
山梨県南アルプス市有野4146番地
再生債務者　那須　三郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月３日
甲府地方裁判所民事部破産係